平成２９年（フ）第５３７号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土２番地137
破産者　倚水　靖夫
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１９号
名古屋市千種区春岡１丁目10番３号　ＭＪ千春102号
破産者　安達　明功
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８５号
愛知県春日井市大手田酉町１丁目20番地３、従前の住所愛知県東海市加木屋町北鹿持44番地190
破産者　山田　隆二
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１号
愛知県新城市一鍬田字清水野12番地３　老人ホーム、従前の住所愛知県新城市布里字御堂前４番地３
破産者　筒井百由喜
保佐人　社会福祉法人新城市社会福祉協議会
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第６号
愛知県豊川市蔵子７丁目12番地11　ディアコート蔵子７Ｂ202、従前の住所愛知県豊川市蔵子６丁目５番地16
破産者　足木　久悦
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市砥堀825番地４　銀の馬車道壱番館Ａ－２
破産者　川﨑はやみ
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７６号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口98番地の13
破産者　石原　正康
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７９号
兵庫県加古川市尾上町口里770番５　ＭＡＳＴ　ＣＯＵＲＴ浜の宮Ｂ206、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町印南1667番地の３
破産者　丸尾　佳史
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１１号
兵庫県姫路市東辻井１丁目９番38号
破産者　瀬賀　則秋
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３２号
兵庫県姫路市飾磨区東堀32番地　エンブレイス姫路飾磨Ⅲ　401号室
破産者　鹿浦　一成
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３２号
広島市安佐北区安佐町大字久地49番地９
破産者　中村　健治
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９号
広島市西区草津新町２丁目４番７－101号
破産者　石原　　愛
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１３号
広島市中区堺町２丁目４番18―204号、開始決定時の住民票上の住所広島市東区馬木５丁目1296番地２
破産者　フラワーボックス878こと　三浦　碧亜
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３５号
広島県廿日市市四季が丘５丁目11番地７
破産者　堂角田紘希
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木40番地５
破産者　小笠原　寛
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木40番地５
破産者　小笠原園子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
高知県土佐市高岡町乙790番地87　シャーメゾン船越201号室
破産者　竹村　須賀
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４１号
高知市百石町３丁目20番27号
破産者　川村　昭夫
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係